

指定介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム箱田苑運営規程

社会福祉法人 敬 羨 会

# 指定介護老人福祉施設

## 特別養護老人ホーム箱田苑運営規程

### (事業の目的)

第1条 特別養護老人ホーム箱田苑（以下「施設」という。）において行う指定介護福祉サービスの事業（以下「事業」という。）は、要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

### (施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 箱田苑
- (2) 所在地 府中市木野山町箱田奥甲1538番地

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名（非常勤）
- (3) 生活相談員 2名（常勤・介護支援専門員と兼務1名）
- (4) 看護職員 3名（常勤・機能訓練指導員と兼務3名）
- (5) 介護職員 25名（常勤）
- (6) 栄養士 2名（常勤）
- (7) 機能訓練指導員 3名（常勤・看護職員が兼務3名）
- (8) 介護支援専門員 1名（常勤・生活相談員と兼務1名）
- (9) 宿直員 2名（非常勤）

### (入所定員)

第4条 入所定員は、53人とする。

### (入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容)

第5条 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (2) 相談及び援助

- (3) 社会生活上の便宜の供与
- (4) その他の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 療養上の世話

#### (利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額及び食事の提供に係る料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(別紙料金表)

2 本人の意思により購入又は利用した介護保険対象外のサービス費用については、実費とする。(理髪店による理美容・売店での物品購入費)

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

#### (施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 入所者は、施設の利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 入所者は、たばこの喫煙については、決められた場所で喫煙するものとする。
- (2) 機器類の使用については、職員の指示又は操作によるものとする。

#### (非常災害対策)

第8条 施設は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

#### (緊急時等における対応方法)

第9条 施設従業者は、指定介護福祉施設サービスを実施中に、利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは、事業所「緊急マニュアル」を参考に速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### (苦情の解決)

第10条 施設は、事業に対する苦情に適切に対処するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を定めるものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第11条 施設は、従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) その他の研修

2 従業者は、正当な理由がなく、その職務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことなく保持する。

3 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合がある。

- 4 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し（記録1.2）、家族の確認同意を得るものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、施設の運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬美会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2000年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、2005年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年 4月1日から施行する。

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束します。

記

- A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所, 行為, (部位, 内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 : から 月 日 : まで

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

事業所  
管理者  
記録者

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

名前  
(利用者との続柄

印  
)

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

\_\_\_\_\_様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	記録者 サイン